

さいたま市議会政務活動費の公正 性等の向上に関する調査会報告書

平成 29 年 1 月

政務活動費の公正性等の向上に関する調査会

目次

| | |
|---------------------------------|----|
| ○調査会の設置と調査審議事項 | 1 |
| ○調査会における調査審議内容 | 2 |
| ○調査審議項目についての報告 | |
| I 「経費の範囲に関すること」についての調査審議の報告 | 6 |
| II 「使途の公正性に関すること」についての調査審議の報告 | 8 |
| III 「透明性の向上に関すること」についての調査審議の報告 | 10 |
| ○調査会を終えるにあたって | 12 |
| 〔巻末資料〕 | |
| 「政務活動費の在り方について（諮問事項）」に関する答申 | 13 |
| さいたま市議会政務活動費の公正性等の向上に関する調査会設置要綱 | 15 |
| さいたま市議会政務活動費の公正性等の向上に関する調査会公開要領 | 17 |
| さいたま市議会政務活動費の公正性等の向上に関する調査会委員名簿 | 20 |

調査会の設置と調査審議事項

さいたま市議会における政務活動費の透明性の確保については、議会改革推進特別委員会で検討がされてまいりましたが、平成 27 年 12 月 7 日に議長宛に答申がなされました。この答申の中で、「政務活動費の在り方に関する課題や意見等の検討に際し、第三者機関の意見も参考聴取する。」とされたことを受け、平成 28 年 2 月定例会での議決を経て、「さいたま市議会政務活動費の公正性等の向上に関する調査会」が設置されました。

平成 28 年 4 月 22 日の第 1 回調査会では、以下の事項について、さいたま市議会議長より調査審議の依頼を受けました。

- ① 政務活動費を充てることができる経費の範囲に関する事
- ② 政務活動費の使途の公正性に関する事
- ③ 政務活動費の透明性の向上に関する事

調査会では、議会改革推進特別委員会から提出された答申の個別事項を基に調査審議を進め、これまでの運用の課題を抽出し、意見や具体的提案を行いました。

調査会における調査審議内容

本調査会での調査審議の主な内容は次のとおりです。

第1回調査会 [平成28年4月22日]

議会局より、政務活動費の性質、さいたま市議会の政務活動費制度の変遷やこれまでの取組について説明があり、本調査会の進め方等について協議した後、今後の議論のための資料について要望しました。

第2回調査会 [平成28年6月23日]

按分の在り方についての主な質疑・意見等

- ・携帯電話の使用についての質疑。
- ・政務活動費の使用にあたっては、市民感情に配慮し、説明できない経費がないよう厳格に取り扱うべきである。
- ・按分は実態により行うこととなっているが、按分率が整数になっており、検証されていないと思われる。
- ・現在の按分は、同じ会派に所属する議員の按分率が揃っており、実態を反映しているとは考えづらい。
- ・広報紙等は按分すべき紙面割合が明確である。
- ・燃料費や電話の使用料は按分するのが妥当。
- ・事務所費は、政務活動用や選挙用として目的別に複数の事務所を借りているのであれば100%支出の根拠になり得るが、兼ねて使用している場合は按分すべきである。
- ・事務作業が煩瑣になり、政務活動が委縮して本来の議員の職務を果たせなくなることは如何なものか。
- ・経費によっては支出の根拠を証明することは難しいため、按分上限を設定することで議員自身も安心して計上できるのではないか。
- ・過去の判例では、政務活動とそれ以外の活動が混在し、その割合を明確に区分できない場合、政務活動費を充当できる上限額は経費の2分の1が多い。

住民監査請求がなされた事案についての主な質疑・意見等

- ・住民監査請求が却下、棄却となった理由についての質疑。
- ・海外視察経費の内容精査についての質疑。
- ・私的流用ではないかと疑念をもたれない範囲が、政務活動費を充てることができる経費の境目になる。

第3回調査会 [平成28年8月30日]

住民監査請求がなされた事案についての主な質疑・意見等

- ・人件費の確認方法や支払い先についての質疑。
- ・支払い額の妥当性の確認方法についての質疑。
- ・携帯電話の使用内容が政務活動かどうかはチェックできないので、2分の1としたほうがよい。
- ・切手やはがきの購入は、換金していないことが分かるように、指針の内容どおり貫徹されていれば問題はない。
- ・親族に対する支払いは納得しがたい。
- ・支払い相手の住所や氏名を公表することには、公表を前提としていないことから問題がある。
- ・親族に対する支払いを必要以上に制限せずに不正を防ぐには、親族へ支払った額を自ら申告するという方法がある。個人情報を出さずとも、項目ごとに親族に対する支払額を明らかにしてもよいのではないか。
- ・政務活動に対してオーバースペックな物品を調達することのないよう、どのような備品のリースを認めるか整理が必要である。
- ・物品を購入できる上限額が2万円では低く、他の政令指定都市を参考に見直してもよいが、議員を退いたときは個人資産にならないよう返却する。
- ・備品の調達にあたり、会派に所属しているか否かで購入かリースかが決まり、差があると感じる。

第4回調査会〔平成28年10月25日〕

具体的な支出の例についての主な質疑・意見等

- ・視察報告に関する質疑。
- ・事務所の維持管理費に関する質疑。
- ・自らが所属する政党の出版物の購入について、他党と比較検討していなければ政務活動費を充てることができないという判例もあり、購入可とする判例のみ指針に掲載することは不適切ではないか。
- ・効率性から考えて専門機関に調査委託するのはよいが、契約書と成果物は確認してほしい。

添付資料・公開資料についての主な質疑・意見等

- ・収支報告書に添付する領収書の写しについての質疑。
- ・第三者機関調査についての質疑。
- ・ホームページに領収書を公開する方法についての質疑。
- ・海外視察は、視察報告書を公開したほうが市民の信頼を得られるのではないか。
- ・公認会計士によるチェックを続けるのはよいが、どのようなプロセスで可となったのか市民からは分からないので、信頼性を担保できるよう公開方法を考えるべき。
- ・使途が見えやすい公開方法を検討した場合、やみくもに領収書をホームページに公開することには疑問がある。
- ・1万枚の領収書を公開するより、使途項目別の支出内訳書や出納簿を公開し、疑義があれば閲覧という方が、効率がよく、市民に分かりやすい。
- ・提出書類に係る条例は変更しなくても、任意で提出してもらいホームページに掲載する方法もある。

第5回調査会 [平成28年12月8日]

政務活動費の交付についての主な質疑・意見等

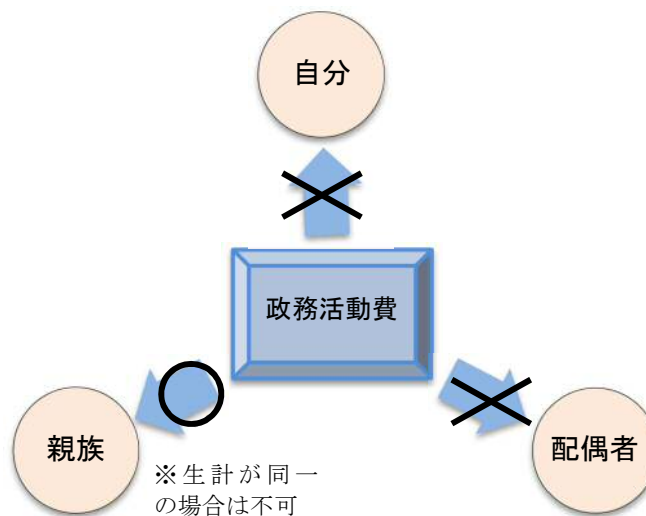
- ・政務活動費を会派と議員に交付する方法についての質疑。
- ・会派交付分の具体的な支出内容についての質疑。
- ・会派交付分と政党活動の関係についての質疑。
- ・市民団体が補助金の交付を受けるときは精算払いが多く、高額で立て替えができない場合は見積書を提出して概算払いを申請している。議員は報酬があり、立て替えができるのではないか。
- ・精算払いであれば、後から加えたり曖昧な内容の支出をしたりすることが防げ、無駄な支出が減ると考えられる。
- ・概算払いの場合、交付を受けた補助金を元金として、資産運用することが可能となるのではないか。
- ・会派交付分は、共同研究のように複数人で活動を行う場合に共通してかかる経費に充てられるものと考えられ、議員交付分と分けて交付されていることについては理解できる。
- ・会派の支出は議員個人の支出の積み上げととらえることもできるため、会派の支出と個人の支出は明確に分けられないのではないか。
- ・会派交付分での支出は広報広聴活動費が最も多いが、議員個人が行うべき広報広聴活動を会派が肩代わりすることも考えられ、会派に所属しない議員との間に不公平感があると感じる。

調査審議項目についての報告

I 「経費の範囲に関すること」についての調査審議の報告

政務活動費として充てることができる経費のうち、過去に住民監査請求がなされた経費を中心に活発な質疑及び意見がありました。

まず親族への支払いについては、指針では、配偶者や生計を一にする者を雇用することやそれらの者が所有する事務所等の賃借料に政務活動費を充てることができないとしており、それ以外の経費については取り決めがなく、事務所の清掃費を配偶者に支払うことも制度上は可能と説明がありました。他の政令指定都市においては、3親等以内の親族に対し制限を設けたり、人件費や事務所賃借料以外の経費についても制限を設けたりしている市がありました。



次に高額な物品の購入については、1品の取得価格が2万円以上の物品を備品としており、会派として調達する場合は購入を認め、議員個人として調達する場合は全てリースによることとしていました。これは高額な物品が個人の資産にならないようにするための規定ですが、一方で、例えばパソコンについて、その仕様が政務活動に必要な内容かどうか客観的に分かる基準は設けていませんでした。

政党が発行する出版物については、平成16年の京都地裁の判決を指針に掲載し購入できるとしています。しかし、自らが所属する政党の出版物を購入することについては司法の判断が分かれており、購入できないとする判例について、指針では言及していませんでした。



まとめ

備品の調達にあたっては、会派に所属していない議員であっても購入できるよう検討する余地があると考えますが、備品は個人の資産ではなく、議員である間のみ活用できることを自覚し、適切な管理をする必要があります。また、購入かリースかに関わらず、政務活動に必要な内容、仕様であることや、必要最小限の支出であることが求められます。

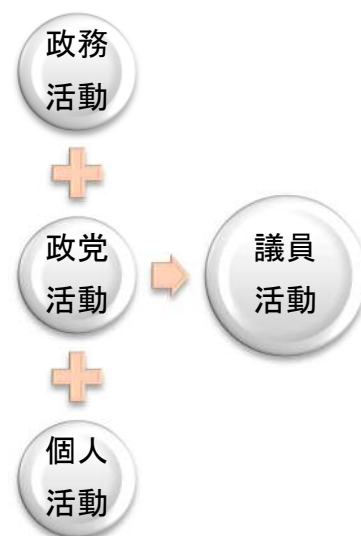
親族や自己の関係者、関係団体への支払いについては、指針に規定された範囲であっても、それらの者に支払いを行うこと自体が疑念を招いていることを自覚し、支払い相手を慎重に検討することが必要です。政務活動費の支出が特定の者の利益になっていると誤解されることのないよう、関係者への支払額を公表することや制限する範囲を広げること等、調査会で出された提案を参考に、議会内で検討していただきたいと思えます。

さいたま市議会では使途運用指針により経費の範囲を具体的に定めており、大きな不足はないと考えます。しかし指針に抵触しないことで理解を得られるわけではなく、市民感覚を忘れない政務活動費の使い方を望みます。

Ⅱ 「使途の公正性に関すること」についての調査審議の報告

議員の活動は多岐にわたり、政務活動とそれ以外の活動を明確に区分することは困難であるとの考えに基づき、按分支出について検討しました。

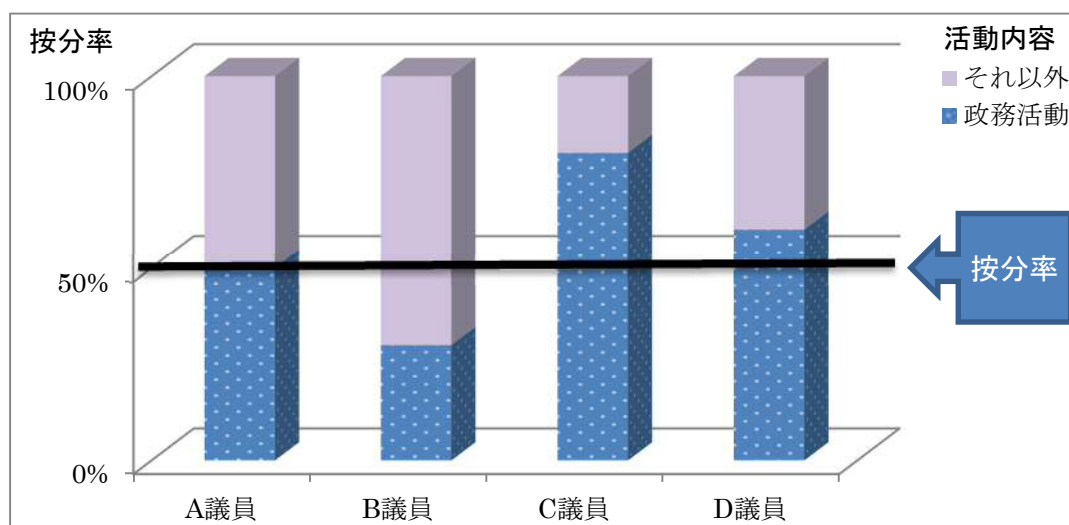
指針によると、活動に要した費用の全額に政務活動費を充当することが明らかに不適切であると認められる場合は、活動の実態に応じて費用を按分するとしています。具体的には、活動に要した時間や事務所における専用面積の割合等で按分するとあり、対外的に明確に説明できることが必要ですと規定してあります。



平成 27 年度の按分状況を調査したところ、按分割合が整数であり、また会派ごとに所属議員の按分割合が同率となっている傾向がありました。この按分割合は議員自らが決めるものであり、広報紙など対外的に説明できる書面があるものを除き、根拠となる記録等はありませんでした。

他の政令指定都市の状況を調査したところ、何らかの按分上限を定めている市がさいたま市を除く 19 市中 16 市ありました。

按分イメージ



まとめ

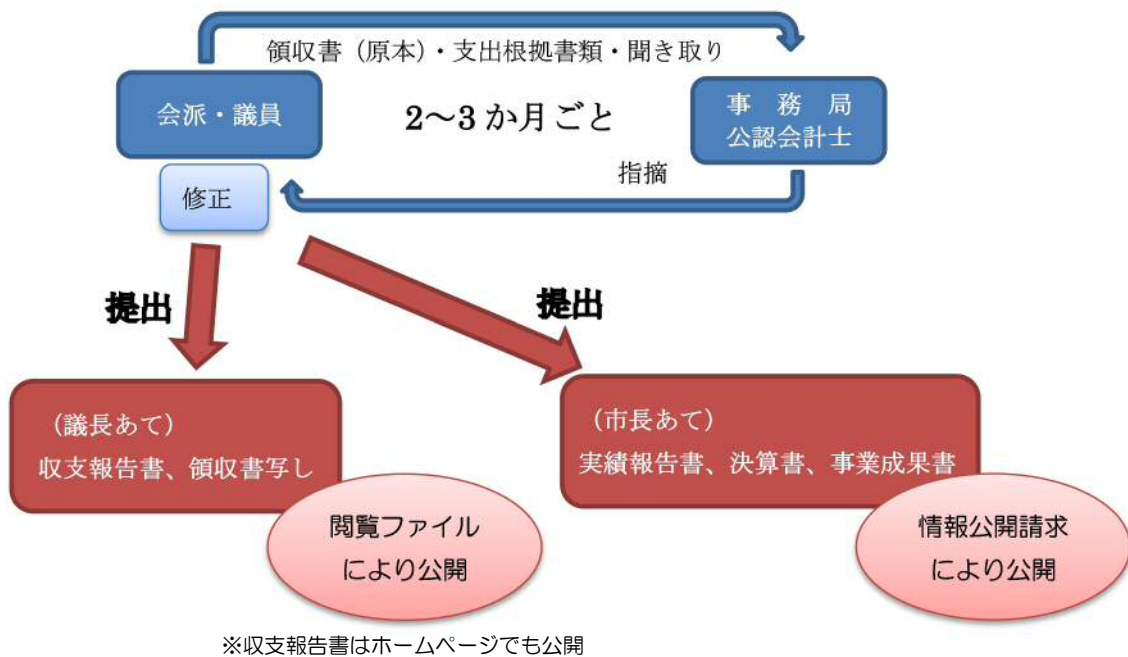
政務活動費の支出にあたっては、政務活動に要した時間等の実数により按分することが原則と考えますが、その割合を証する書面のない自己申告による按分は、対外的に説明することが難しく、広く納得を得られるものではありません。

活動割合の根拠を示すことが困難である場合は、あらかじめ定めた範囲の中で按分することで、公正性が確保できると考えます。その範囲は、判例や他市の状況から2分の1を上限とし、政務活動の割合を明確にできる場合を除き、全ての経費に適用することが望ましいと考えます。

Ⅲ 「透明性の向上に関すること」についての調査審議の報告

平成 28 年 10 月現在で、領収書等をホームページで公開している都道府県や政令指定都市は 3 府県 3 市あり、また複数の県で公開を検討しています。さいたま市議会では収支報告書をホームページで公開し、領収書等は窓口で閲覧としていました。領収書の量は、例年より少ない平成 27 年度で約 8 千枚あり、ホームページに掲載するには、時間や経費がかかることが報告されました。また領収書により支払いの事実は分かるものの、支出内容が政務活動であると判断できる情報はありませんでした。

支出が政務活動として適正かという判断は、事務局による確認の他、市から委託を受けた公認会計士による支出の全件調査を元に行われていました。事務局が主に形式的な確認を行い、公認会計士は専門的な観点で支出の根拠となる書類を確認していますが、書類の不備や政務活動として不適切と考えられる支出があれば、会派や議員に指摘し、修正を促しています。これにより不適切な支出は排除されていると考えられますが、指摘及び修正の過程は公にされていませんでした。



政務活動費の支払い方法は概算払いであり、精算払いに変更した場合、金額によっては、専門議員など立て替えが難しい議員もいるという説明がありました。

交付方法については、会派に属する議員の場合、会派に対し月額 34 万円交付とするか、会派に月額 14 万円、議員に月額 20 万円とするかを選択できることとしており、会派に属さない議員の場合、月額 20 万円としていました。会派の政務活動と個人の政務活動の区別について明確な定義はなく、他の政令指定都市と比較して、会派に交付される政務活動費の割合が多いという特徴がありました。選挙活動や政党活動については政務活動費の対象外であることから、会派に交付される政務活動費が充てられることはありませんでした。

まとめ

政務活動費に係る領収書をホームページで公開することは、将来的には行われるべきと考えます。しかし掲載された膨大な量の領収書を閲覧する手間と負担を考えると、大多数の市民は領収書の確認を断念せざるを得ません。情報提供にあたっては、市民が政務活動費の使途を簡単に知ることができる方法で行うことが必要です。

さいたま市議会では、使途運用指針を定めて各自が指針に沿った支出を行っており、支出内容は事務局が確認し、さらに公認会計士による調査業務を実施していますが、その取り組みを市民が容易に知ることはできません。収支報告書や領収書を公開するだけでなく、審査する過程を明らかにすることが、透明性を高め、市民の疑念を払拭することに繋がると考えます。

政務活動費の交付方法については、概算払いで半年ごとにまとめて交付されており、特に会派に交付される金額が高額となっています。現在の交付方法が無駄や不正を生む温床とならないよう、今後、議会内で議論が深まることを期待します。

調査会を終えるにあたって

昨今、多くの自治体で露呈した不適切な運用を受け、政務活動費に対する市民の関心が高まっています。政務活動費は議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として交付されるものですが、金額の多寡や使途が注目される背景には、議員全体に対する市民の信頼が失われた結果、議員は政治に対し慢心があるのではないかという総体的な不信感があります。さいたま市議会においても自らの課題として受け止め、政務活動費を有用に活用し、市民の代表者として、調査研究を行うことや市民の意思を集約する活動を通し、広い視野を持ち、自らの責任で判断し、議員としての責務を果たしてほしいと考えます。

政務活動費の適正な運用を図り、それを説明する責任は議会にあります。本報告書が今後のさいたま市議会における政務活動費の在り方に関する議論の一助となることを期待し、報告書の結びといたします。

議会改革推進特別委員会

「政務活動費の在り方について（諮問事項）」に関する答申

1 基本的考え方

政務活動費は、平成25年3月に施行された地方自治法の一部改正により、その名称が政務調査費から改められるとともに、議長に対し、政務活動費の使途の透明性の確保に努める旨が規定された。また、従来、交付の目的が議員の調査研究に資するものに限定されていた経費について、地方議員の活動である限りその他の活動についても使途を拡大することができるものとされ、その経費の範囲について条例で定めなければならないものとされた。

さいたま市議会では、この法改正以前より、政務調査費に係る収支報告書への全ての領収書等の写しの添付の義務付けなどを行うとともに、使途基準の明確化や、第三者機関である公認会計士による確認等を行うなど、適正な制度運用のための積極的な取組を進めてきた。

このような状況の中、より一層の使途の透明性を確保する観点から、政務活動費の在り方について議長から改めて検討するよう諮問を受け、議会改革推進特別委員会では、各党派等から現状における政務活動費の在り方に関する課題や意見等を以下のとおり抽出した。

本委員会としては、これらの課題や意見等を中心に、第三者機関等の意見も参考にした上で、議長において、政務活動費の在り方に関し、一層の透明性を確保するための課題等の整理と精査を行っていただくことを提言し、答申とするものである。

2 政務活動費の在り方に関する課題や意見等

(1) 共通事項

政務活動費の在り方に関する課題や意見等の検討に際しては、第三者機関の意見も参考聴取の上で進めること。

ただし、第三者機関の設置に関しては、次のような意見が出された。

ア 第三者機関は、公認会計士からの指摘事項の審査を行うとともに、その審査結果を踏まえ、本市議会に対して使途基準及び指針等に関する提言を行うものとする。ただし、使途基準の見直しに

については、あくまでも本委員会の中で決定すべきである。

イ 第三者機関は、「公認会計士が使途を審査する機関」ではなく、使途基準全体の在り方について検討を行う趣旨で設置することが望ましい。

ウ 第三者機関は、使途基準の見直しのみを行う機関とし、検査確認体制の構築については、また別の形で検討すべきである。

エ 第三者機関は、常設とし、委員についても改選を行うこと等を想定した体制とすべきである。

オ 第三者機関は、市民参加の公募委員も含めて設置すべきである。

(2) 個別事項

ア 按分を要する経費については、各会派で統一性がないことから、市民の理解が得られるよう調整すべきである。

イ 換金可能な物品一般の購入は、禁止すべきである。

ウ 次の経費については、政務活動費の充当対象から除くべきである。

- ・合理的に按分できない経費
- ・生計を同一としていない親族の雇用に係る経費
- ・自己が所属する政党の党籍を有する者の雇用に係る経費
- ・自己が所属する政党、団体の出版物の購入経費
- ・調査委託に係る経費

エ リース及びレンタルに係る経費については、契約書の写しを添付すべきである。

オ 政務活動費は、減額すべきである。

カ 政務活動費は、会派への所属の有無にかかわらず、支給額を同一にすべきである。

キ 政務活動費の交付方法は、先払い制から後払い制へ変更すべきである。

ク 従来 of 公認会計士による定期的な検査確認は、継続して実施すべきである。

ケ 収支報告書については、支出項目の使途内容をできる限り具体的に記載し、市のホームページなどを通じて、市民に分かりやすく公開すべきである。

さいたま市議会政務活動費の公正性等の向上に関する調査会設置要綱

(設置)

第1条 さいたま市議会基本条例（平成21年さいたま市条例第55号）第14条第2項の規定に基づき、政務活動費の公正性及び透明性の向上に関する事項を調査審議するため、さいたま市議会政務活動費の公正性等の向上に関する調査会（以下「調査会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 調査会は、経費として政務活動費を充てることができる議員の調査研究その他の活動に係る当該経費の範囲に関する事項その他政務活動費の公正性及び透明性の向上に資すると議長が認める事項を調査審議し、議長に報告する。

2 調査会は、必要に応じ、前項の規定による調査審議等の経過を議長に中間報告することができる。

(組織)

第3条 調査会は、4人の委員をもって組織する。

2 委員は、会計・監査に関して識見を有する者その他議長が必要と認める者のうちから、議長が委嘱する。

3 調査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

4 会長は、調査会の会務を総理し、調査会を代表する。

5 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 調査会の会議は、必要に応じて開催する。

2 調査会の会議は、会長（会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、前条第5項の規定により会長の職務を代理する委員。次項から第5項まで及び第6条において同じ。）が招集し、その座長となる。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議は、議長が招集し、会長が定められるまでの間、その職務を行う。

3 調査会の会議は、会長及び委員2人以上の出席がなければ、開くことができない。

4 調査会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 会長が必要と認めるとき、又は調査会の会議において議決したときは、委員以外の者に出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(任期)

第5条 委員の任期は、第2条第1項の規定による報告を行ったときまでとする。

(会議の公開)

第6条 調査会の会議は、公開する。ただし、会長が特に必要と認めるときは、調査会に諮ってこれを公開しないことができる。

(庶務)

第7条 調査会の庶務は、議会局において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、調査会の運営に関し必要な事項は、議長が調査会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

さいたま市議会政務活動費の公正性等の向上に関する調査会公開要領

(趣旨)

第1条 この要領は、さいたま市議会政務活動費の公正性等の向上に関する調査会設置要綱（以下「設置要綱」という。）第6条の規定によるさいたま市議会政務活動費の公正性等の向上に関する調査会（以下「調査会」という。）の会議の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 調査会の会議は、傍聴を希望する者に傍聴を認め、さいたま市議会図書室において審議会の会議で行った調査審議に関する資料（以下「会議関係資料」という。）を閲覧に供し、及びさいたま市議会ホームページへ会議関係資料を掲載することにより公開する。

(会議の開催の周知)

第3条 調査会の会議を開催しようとするときは、あらかじめさいたま市議会のホームページにその旨を掲載する方法により周知する。

(傍聴席の区分)

第4条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(傍聴の手続)

第5条 会議を傍聴しようとする者（次項に規定する報道関係者を除く。）は、傍聴受付簿（様式第1号）に住所及び氏名を記入し、傍聴券（様式第2号）の交付を受けなければならない。

2 取材等のために調査会の会議を傍聴しようとする報道関係者は、傍聴受付簿に所属する報道機関等の名称及び事務所の所在地を記入しなければならない。

3 第1項に規定する傍聴券の受付は、会議の当日、所定の場所において受付ける。

4 傍聴券の交付を受けた者（以下「傍聴人」という。）は、係員から求められたときは、傍聴券を提示しなければならない。

5 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、これを返還しなければならない。

(傍聴人の定員)

第6条 傍聴人（報道関係者を除く。）の定員は、5人とする。ただし、調査会が特に認めたときは、当該定員を超えて傍聴をさせることができる。

(会議関係資料の提供)

第7条 会議関係資料（さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号）第7条に規定する不開示情報に該当する部分を除く。以下同じ。）は、当該会議の都度傍聴人に提供するものとする。ただし、会議の資料が貴重、高額又は大量である等提供することに著しい事務上の支障があると認めるときは、この限りでない。

(傍聴することができない者)

第8条 次の各号のいずれかに該当する者は、調査会の会議を傍聴することができない。

- (1) 銃器その他危険なものを持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 異様な服装をしている者
- (4) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第9条 傍聴人は、調査会の会議を傍聴するに当たっては、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
 - (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎたてないこと。
 - (3) 鉢巻き、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
 - (4) 帽子、外とう、襟巻きの類を着用しないこと。ただし、病気その他のやむを得ない理由により会長の許可を得たときは、この限りでない。
 - (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
 - (6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は妨害となる行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第10条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(係員の指示)

第11条 傍聴人は、係員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第12条 傍聴人がこの要領に違反したときは、会長は、これを制止し、その指示に従わないときは、これを退場させることができる。

2 傍聴人は、設置要綱第6条ただし書の規定により調査会の会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(会議結果)

第13条 調査会の会議が開催されたときは、速やかに、開催した会議の概要及び結果並びに会議関係資料を、市議会のホームページで公表するものとする。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、調査会の公開に関し必要な事項は、会長が調査会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成28年4月22日から施行する。

巻末資料

様式第1号（第5条関係）

さいたま市議会政務活動費の公正性等の向上に関する調査会 傍聴受付簿

| 受付番号 | 住所又は名称 | 氏名又は名称 |
|------|--------|--------|
| | | |

様式第2号（第5条関係）

（表）

| | | |
|---|------------------------|-------|
| 交付番号 | 年 月 日開催分 (交付当日のみ有効) | |
| さいたま市議会政務活動費の公正性等の向上に関する調査会 | | |
| <table border="1"><tr><td>傍 聴 券</td></tr></table> | | 傍 聴 券 |
| 傍 聴 券 | | |
| ※ 裏面の注意事項をよくお読みください。 | | |

（裏）

| |
|---|
| 傍聴される方へ（注意事項） |
| <ol style="list-style-type: none">1 傍聴席では、次の事項を守ってください。<ol style="list-style-type: none">(1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。(2) 談論し、放歌し、高笑い、その他騒ぎたてないこと。(3) 鉢巻き、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。(4) 帽子、外とう、襟巻きの類を着用しないこと。ただし、病気その他のやむを得ない理由により会長の許可を得たときは、この限りではありません。(5) 飲食又は喫煙をしないこと。(6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。(7) 許可なく写真、映画等を撮影し、又は録音等をしないこと。(8) その他会議の秩序を乱し、又は妨害となる行為をしないこと。2 傍聴される方は、係員の指示に従ってください。3 この傍聴券は当日限り有効ですから、退場するときは係員に返還してください。 |

政務活動費の公正性等の向上に関する調査会委員名簿

(五十音順・敬称略)

| | 氏 名 | 役 職 等 |
|-----|--------|----------------|
| 会 長 | 宇佐見 香代 | 埼玉大学教育学部教授 |
| 委 員 | 中澤 和美 | 弁 護 士 |
| 委 員 | 野口 和弘 | 公 認 会 計 士 |
| 委 員 | 藤枝 陽子 | さいたま市自治会連合会副会長 |

さいたま市議会政務活動費の公正性等
の向上に関する調査会事務局

さいたま市議会 議会局総務部総務課

この報告書は 200 部作成し、1 部あたりの印刷経費は、67 円です。